

大正期の「選挙事務」

大湖賢一

本稿では、大正期の町村事務のなかで各種の選挙に関する法令や事務作業について整理を行う。

明治二二年の市制・町村制施行以後、国政選挙以外の選挙規定は府県制・郡制、市町村制にそれぞれ規定されている。以下、各選挙についての基本的な規則について述べていきたい。

一 市制・町村制

最初の市制・町村制は明治二一年四月に公布された。この法律によって、従来の区町村会法は廃止され、市制・町村制に選挙に関する詳細な規定が定められた。

選挙人および被選挙人の資格は、市町村公民に認められた。すなわち満二十五歳以上の男子で一戸を構え、二年以来市町村の住民となり、地租又は直接国税二円以上を納める者のことである。また、市町村公民は名誉職を担任する義務があるとされた。

選挙自体では、市町村会議員について等級選挙を導入したことが最大の特徴であった。すなわち各選挙人の納める直接市税の納税額の多い者から市では一・二・三級選挙人を、町村では一・二級選挙人を置いた。この等級選挙制は、広く知られているように市町村における地方名望家支配体制の構築のための有力な手段として設置された。議員は、名誉職とされ無給であった。任期は六年、三年毎に各級とも半数が改選された。選挙人名簿は選挙ごとに調製する随時作成型であった。選挙は三・二・一級の順に実施された。投票は連記無記名投票。当選人については、立候補制度は採らず、有効投票の多数を得た者を当選とした。理由なく議員を辞退することは認め

られず、場合によっては公民権停止、市町村税増課という処置もありえた。選挙については、市町村長またはその代理人が選挙掛長となって管理をした。また、市長は内務大臣の選任によって選ばれたが、町村長は町村会で選挙し、その後府県知事の認可が必要であった。

この市制・町村制は、明治四四年四月に改正された。この改正の主眼は、市町村長権限、国から市町村への委任事務規定、市町村長に対する内務省など監督官庁の監督権それぞれの拡大、強化とされている(1)。

選挙についても、いくつかの改正が行われた。まず議員の任期は四年で、半数改選制になった。以前の規定は、半数改選によって経験のある議員を常に確保することを目的としていたが、実際には議員が全て改選されることはありえず半数改選の意味はさほどないと判断された(2)。また、選挙名簿については従来の随時作成型に加えて、原則として確定した日から一年以内に行われる選挙に用いられるようにした。投票は単記投票制となった。当選人については、有効投票の多数を得た者を当選人としていたのを、衆議院議員選挙法を参考にして法定有効得票数を得ない場合は当選が無効になることになった。

大正一〇年四月、市制・町村制は再び改正された。これは、大正八年の衆議院議員選挙法改正にともない公民権の拡充が主なねらいだった。具体的には、市町村公民の資格要件のなかの納税要件を、二年以来その市町村の直接市町村税を納める者であればよいとした。この結果、市町村会議員選挙の有権者は五〇〇万人から七五二万人に増加した。選挙については、等級選挙制の改正が行われた。

すなわち、市議会議員については三級制から二級制に変更され、町村会議員の等級選挙は原則として廃止された。これは大正期の米騒動・普選獲得運動の政治的危機を収束するために行われたが、市については原敬首相が都市民衆の動向をおそれ等級選挙の全廃に反対したという(3)。

大正一五年に普通選挙法が制定され、そのため同年に市制・町村制も必要な箇所が改正された。選挙に関する規定では、選挙人・被選挙人は、二十五歳以上の男子、二年以来市町村住民である者とされた。市会議員の等級選挙は廃止された。また、選挙名簿については、随時作成するものから市町村長が毎年九月一五日現在で調製し、一二月二五日から一年間有効とした。候補者については、同年に改正された府県制の府県会議員の選挙と同様に、立候補制度、供託金制度、選挙運動と費用の制限が決められた。

二 府県制・郡制

明治三二年二月、衆議院議員選挙法の制定に合わせて、府県会議員選挙規則が制定された。

この法律では、選挙の規則のみが決められた。選挙人名簿は、戸長が毎年九月一五日現在で調査し、郡長又は区長が名簿を調製した。投票は連記記名投票制、投票及び開票は郡区長が選挙会長となり選挙会場を管理するものとした。当選人は、多数を獲得した者が当選し、立候補制は採らなかつた。

しかし、翌明治三三年に府県制・郡制が制定され、選挙関係の規則もあらためて整備されることになった。

府県会規則以来の直接選挙制は廃止され、府県会議員は複選制で選ばれることになった。すなわち、市では市会及び市参事会、郡では郡会及び郡参事会が会同し、市長及び郡長を会長として連記無記名投票を行って選挙する。被選挙人の資格は、その府県内の市町村の公民中選挙権を有し、その府県内において一年以来直接国税一〇

円以上を納める者とした。当選人は、有効投票の多数を得た者を当選とした。議員は名譽職であり、任期は四年、二年毎に半数改選を行うことになった。

明治三三年に府県制と同時に郡制が制定された。郡制では、府県会議員選挙と同様に複選制を採り、他に大地主に対する特権を認めたと等級選挙を行った。

郡会議員は、町村の議員及び郡内の大地主の選挙する議員(互選で選ぶ)をもって選挙された。定数は、町村の議員は各町村ごとに一人を原則とし、大地主が選挙する郡会議員は、町村において選挙する郡会議員の定数の三分の一とした。また、ここでいう大地主とは、郡内において町村税が賦課される所有地で地価一万円以上を有する地主のことであつた。投票は連記無記名投票であり、有効得票の多い者が当選となつた。郡会議員は名譽職であり、町村選挙議員は任期六年、三年毎に半数改選、大地主選挙議員は任期三年、三年毎に半数改選された。

明治三二年三月に府県制は全面改正された。この改正は、「複選制と大地主互選制を廃止して、中央政治と地方『自治』とくに市町村『自治』を分離し、政党勢力の地方への浸透を防止するとともに、大地主以外にブルジョアジーをも府県・郡の政治に参加」させる点にあつた(4)。

選挙は複選制から直接選挙に変更になり、選挙に関する規定が必要となつた。

選挙人は府県内の市町村公民で、市町村会議員の選挙権を有しかつその府県内において直接国税年額三円以上を納める者であり、被選挙人は、選挙人と同様の資格とともに納税要件年額一〇円以上の者であつた。任期は四年で半数改選。また議員は名譽職であつた。

選挙人名簿は、明治三二年の府県会議員選挙規則と同様であり、一年据置の調製になつた。投票所は原則として一市町村一ヶ所であり、市町村長が選挙事務を管理した。開票は選挙会で行い、選挙長は郡市長がつとめた。当選人は立候補制は採らず、有効投票を多数得た

者が当選した。

明治三二年の府県制改正とともに郡制も改正された。この改正によって郡制でも複選制および大地主議員制が廃止となった。郡会議員の選挙人は郡内の町村公民で町村会議員の選挙権を有し、郡内において直接国税三円以上を納める者であった。被選挙人は納税要件が府県会議員の年額一〇円ではなく年額五円以上となった。議員の任期は四年で半数改選は廃止された。選挙名簿は、府県制とは異なり選挙に際して調製する方式であり、一年間効力が存続した。選挙は、府県会議員選挙と違い選挙会と投票所の区別はなく、選挙会場は投票を行う場所であり投票を審査する場所であった。町村長は選挙長であり、同時に投票事務を管理する者となった。

大正三年に府県制が改正されたが、これは明治四四年の市制・町村制の改正に関連し、また合わせて従来の不備を是正したものであった。府県会議員選挙については、当選人の法定得票数を決めたことが大きな改正点だった。

その後も府県制は短い期間にめまぐるしく改正されていく。大正一年の改正は、府県会議員の選挙権及び被選挙権の拡張に主なものがあった。府県会議員の選挙権は、明治三二年以来一度も拡張されていなかったのだ。この改正によって、直接国税の納税額の制限が撤廃され、その府県内の市町村公民で一年以来直接国税を納めていけばよいことになった。

また、大正一五年には衆議院議員の普通選挙法の実施にともなうて府県制も改正された。選挙権・被選挙権は府県内の市町村公民であればよいことになり、直接国税納税要件は廃止された。選挙名簿は市町村会議員選挙名簿に統一され、市町村が種類の異なった名簿を作る必要はなくなった。候補者については、立候補制度と供託金制度（二百円）を採用した。

以上のような法律の変遷のもと、具体的な選挙作業が町村においてどのように行われていたのか、いまだ不明な点が多い。例えば、大正期の神奈川県藤沢町でどのような選挙が行われていたのか見て

みよう。

大正 四年

衆議院議員定期改選、県会議員定期改選、郡会議員定期改選、役場庁舎新築臨時委員、土木・衛生・勸業常設委員増設、議案調査委員、出納臨時検査立会人、営業税調査委員

五年

町長、助役、郡会議員補欠、果樹園芸組合議員、庁舎建築臨時委員、出納臨時検査立会委員、学務委員補欠、議案調査委員

六年

衆議院議員、学務委員、三校舎家根瓦葺替臨時委員、納税奨励規定による抽選立会人、出納臨時立会人、伝染病隔離病舎敷地選定臨時委員

一〇年

藤沢税務署管内所得調査委員、家屋税賦課方法調査臨時委員⁽⁵⁾

このように町村では、国政・地方選挙（県会・郡会・町村会）の他に町村レベルの各種委員の選挙が毎年行われている。これらの全体像はなお明らかではない。今後の調査・検討が必要である。

注

- (1) 山中永之佑「日本近代国家の成立と地方自治」(『近代日本地方自治立法資料集成』第三卷)四一ページ。
- (2) 地方自治百年史編纂委員会『地方自治百年史』第一巻、一九九二年、四四一ページ。
- (3) 山中永之佑「普選・治安維持法体制の形成と地方自治」(『近代日本地方自治立法資料集成』第四卷)一一二ページ。
- (4) 前掲「日本近代国家の成立と地方自治」一一二ページ。
- (5) 「藤沢市事務報告書(2)」大正編(『藤沢市史料集』(七)藤沢市文書館 一九八二年)